

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長
小 早 川 智 明 殿

文部科学省研究開発局長
堀 内 義 規

中間指針を踏まえた賠償及び原子力損害賠償紛争解決センター
における和解仲介への対応等に関する要請

令和 4 年 1 2 月に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害賠償の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「第五次追補」という。）が策定され、令和 5 年 4 月 1 0 日より、貴社において五次追補等を踏まえた追加の賠償に係る請求の受付が開始されてから約 2 年が経過しようとしています。

第五次追補においては、「本審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、本審査会の指針において示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる」とされています。また、貴社の対応について、「被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨や原子力損害賠償紛争解決センターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」とされています。

第五次追補を踏まえた追加賠償の支払い状況は、追加賠償対象者約 1 4 8 万人に対し、約 9 割の方におかれては直接請求手続きが終了しているものと承知しています。

他方で、被害者の方々に対する賠償の姿勢に関する貴社への不満、消滅時効に対する貴社の対応についての要望などについての声がいまだ当省に寄せられている状況です。そして、原子力損害賠償紛争審査会等においては、貴社の第四次総合特別事業計画（以下「貴社計画」という。）において明記されている「3 つの誓い」（①最後の一人まで賠償貫徹、②迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、③和解仲介案の尊重）を遵守し、賠償を適切に実施していくよう、引き続き意見が示されております。

また、今般、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）は、令和6年1月から令和6年12月までの活動に関して「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和6年における状況について～」を取りまとめました。

同報告書では、貴社に対して、第四次総合特別事業計画において明記されている「3つの誓い」の中のセンターの和解案の尊重について再認識した上で、センターからの紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう引き続き求めるとしております。さらに、同計画において明記されている時効に関する基本的な考え方について、センターとして今後も確実に遵守されていくように引き続き注視していきたいとしております。そして、第五次追補を含む中間指針において賠償額の目安が明確に定められなかった事項についての賠償や、個別具体的な事情を踏まえた賠償額の増額について、第五次追補を含む中間指針の趣旨を踏まえて適切に対応することが求められるとしております。

これらの状況を踏まえ、文部科学省としては、迅速、公平かつ適正な賠償の実施に向け、貴社に対して、貴社計画の「3つの誓い」を遵守することとともに、次の3点について改めて要請します。

1. 中間指針の趣旨を十分に理解した上で、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、センターにおける和解事例を含む賠償実務を踏まえて、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情に配慮した誠実な対応による迅速、公平かつ適正な賠償の実施に取り組んでいただくこと。また、ご高齢の方等への対応を含め第五次追補を踏まえた追加の賠償等の未請求者への対応についても、着実に適正な賠償が行われるように取り組むこと。
2. センターにおける和解仲介手続においては、引き続き、センターの取組に御協力いただくとともに、和解仲介案の尊重について、今後もしっかり堅持し、確実に実行していただくこと。
3. 消滅時効に対する対応について、被害者の方々に寄り添い、損害賠償請求権を行使できなくなるとの危惧を抱かれることのないよう、引き続き適切に対応いただくこと。